**ＦＡＸ送信のご案内**

**送　信　者　　〒５４３－０００１**

**大阪市天王寺区上本町８丁目２番１号―２０２**

**夕陽ケ丘法律事務所**

**ＴＥＬ 06‐6773‐9114 / ＦＡＸ 06‐6773‐9115**

**送　信　日　　令和　　年　　月　　日**

**送　信　先　　大阪高等裁判所　　　　　第　　民事部　　　係　御中**

**ＦＡＸ**

**送信枚数　　　　　　頁（送付状含む）**

**提出書類　　　控訴理由書　　　　頁**

**備考　　　　　被控訴人に対し控訴理由書は未送付です。**

|  |
| --- |
| 社内使用欄  １　控訴理由書の提出  （１）控訴理由書を控訴提起後５０日以内に控訴裁判所に提出しなければらない（民事訴訟法規則１８２条）。  （２）もっとも、５０日を経過したからといって控訴が不適法とされるわけではない。  ２　被控訴人に弁護士が付いている場合  （１）裁判所に、被控訴人に弁護士が付いているか（裁判所に、被控訴人　の委任状が提出されているか）を確認する。  （２）被控訴人に弁護士が付いていれば、いつもどおり「送付状兼受領書」を付けて、ＦＡＸする。  ３　被控訴人に弁護士が付いていない場合  （１）被控訴人に弁護士が付いていない場合には、控訴裁判所には控訴理由書をＦＡＸすることになります。  （２）被控訴人への送付方法については裁判所と協議することになります。 |